

## 飛島公共交通バスサポーター制度実施基準

平成 22 年 3 月 26 日適用

### 【趣旨】

飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会（以下「法定協議会」という。）は、利用者及び関係事業所などから、使途目的が明確になった協賛金を受けることで、飛島公共交通バスの事業性の確保及び利用者の利便性向上と「マイバス」意識の醸成を図る。

### 【サポーター制度事業】

- バス停留所協賛整備事業
- バス車両協賛広告事業

### 【バス停留所協賛整備事業】

- 事業内容

法定協議会が、周辺事業者及び関係機関等から協賛者を募集し、夜間のバス利用者の利用環境整備のため、バス停留所に照明機器を設置する。

また、協賛者名をバス停留所の前面に表示する。

- 実施時期

平成 22 年 6 月 1 日（予定）

- 協賛金の使途

飛島公共交通バス停留所の照明機器設置費

- 対象となるバス停留所

飛島公共交通バス（名港線・蟹江線）、飛島コミュニティバス及び海南病院通院支援タクシーの各停留所

- 設置する照明機器

太陽電池を電源とする照明機器とし、法定協議会が購入及び設置する。

- 協賛金

協賛金は、照明機器を設置するバス停留所 1 基に対して 1 口 10,000 円とし、同時に複数の事業者及び関係機関の協賛又は 1 つの事業者等の複数口の協賛を可とする。ただし、バス停留所 1 基に対して 20,000 円を上限とする。

- 照明機器の設置期間

照明機器の設置期間は設置日から３年間とする。ただし、当該バス停の廃止又はやむを得ない理由により、照明機器が使用できなくなった場合は、廃止又は使用できなくなった日までを設置期間とする。

設置期間終了後の撤去又は継続設置については、法定協議会の判断とする。

- 照明機器の維持

設置期間中の照明機器の維持にかかる費用は法定協議会の負担とする。

- 照明機器の所有

照明機器は法定協議会の所有とする。

- 協賛者名の表示

協賛者名の表示に関する費用は法定協議会が負担し、表示の方法（フォント、サイズ等）及び表示場所は法定協議会が定める。

## 【バス車両協賛広告事業】

- 事業内容

飛島公共交通バスの運行趣旨に賛同し、運行を支援してもらう協賛者を募集する。

協賛者には、バス車両の広告スペースを提供し、協賛者の広報活動及び協賛者の周知を行う。

- 実施時期

平成２２年４月１日

- 協賛金の使途

飛島公共交通バス運行費（名港線・蟹江線）

- 車両広告の申込受付

車両広告の申込受付は、法定協議会が指定する代理店が行う。

- 車両広告期間

車両広告期間は１ヶ月単位で最長１２ヶ月とし、年度途中からの申込みについては、当該年度末までを最長広告期間とする。

１２ヶ月を超える更新も可能とする。

- 車両タイプと台数

当該広告事業を実施する車両は、飛島公共交通バス及び飛島コミュニティバス事業に使用する車両（予備車両を除く。）とし、種類及びその台数は以下のとおりとする。

| 車両種類  | 車両詳細                         | 車両台数 |
|-------|------------------------------|------|
| タイプ A | 大型 ( P K G - R U I E S A Y ) | 6 台  |
| タイプ B | 中型 ( B D G - L R 2 3 4 J 2 ) | 2 台  |
| タイプ C | 小型 ( B D G - H X 6 J H A E ) | 1 台  |

○車両広告スペース及び協賛金

バス車両広告スペース及び協賛金は以下のとおりとする。

(タイプ A) 車両 1 台毎の申込

| 広報掲出箇所    | サイズ               | 広告掲出料( 1 ヶ月・1 台 ) |
|-----------|-------------------|-------------------|
| 後部ステッカー   | 350 × 860 ( mm )  | 5,250 円           |
| 乗降口側ステッカー | 400 × 1600 ( mm ) | 4,200 円           |
| 運転席側ステッカー | 400 × 1600 ( mm ) | 3,150 円           |

(タイプ A) 車両 6 台を一括申込

| 広報掲出箇所    | サイズ               | 広告掲出料( 1 ヶ月・6 台 ) |
|-----------|-------------------|-------------------|
| 後部ステッカー   | 350 × 860 ( mm )  | 26,250 円          |
| 乗降口側ステッカー | 400 × 1600 ( mm ) | 21,000 円          |
| 運転席側ステッカー | 400 × 1600 ( mm ) | 15,750 円          |

(タイプ B) 車両 2 台を一括申込

| 広報掲出箇所           | サイズ              | 広告掲出料( 1 ヶ月・2 台 ) |
|------------------|------------------|-------------------|
| 後部ステッカー          | 350 × 860 ( mm ) | 10,500 円          |
| 後部屋根外側看板 ( 2 枚 ) | 310 × 700 ( mm ) | 10,500 円          |
| 乗口ドアステッカー        | 800 × 800 ( mm ) | 10,500 円          |
| 運転席側ステッカー        | 850 × 850 ( mm ) | 8,400 円           |

(タイプ C) 掲出箇所を一括申込

| 広報掲出箇所    | サイズ              | 広告掲出料( 1 ヶ月・1 台 ) |
|-----------|------------------|-------------------|
| 後部ステッカー   | 150 × 860 ( mm ) |                   |
| 乗降口側ステッカー | 400 × 400 ( mm ) | 10,500 円          |
| 運転席側ステッカー | 400 × 400 ( mm ) | 全ての掲出箇所を含む        |

(タイプ B・C 共通)

| 広報掲出箇所 | サイズ                     | 広告掲出料( 1 ヶ月・5 枚 ) |
|--------|-------------------------|-------------------|
| 車内ポスター | 364 × 515 ( mm ) B3 サイズ | 8,400 円           |